

薬生監麻発 0928 第 1 号
令和 2 年 9 月 28 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

覚醒剤及び覚醒剤原料に関する立入検査要領について

覚醒剤及び覚醒剤原料の取扱いに関する指導、監督については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 63 号）第 4 条の規定による「覚せい剤取締法」（昭和 26 年法律第 252 号）の一部改正及び「覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 15 号）が本年 4 月 1 日に施行されたことを受け、別添のとおり「覚醒剤監視員立入検査要領」を作成しましたので、関係者に周知徹底を図るとともに、その実施に当たって遺漏無きようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 の規定に基づく処理基準であることを申し添えとともに、本通知をもって、「覚せい剤及び覚せい剤原料に関する立入検査要領について」（昭和 50 年 9 月 4 日付け薬麻第 477 号厚生省薬務局麻薬課長通知）を廃止します。